

## 防府市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成実施要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、おたふくかぜの発症及び重症化の予防を図るため実施される、おたふくかぜワクチン予防接種（以下「予防接種」という。）に要する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 予防接種に要する費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種を受けた日に防府市に住民票を有するものであって、令和3年4月2日以降に生まれた生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者（以下「対象幼児」という。）の保護者とする。

(助成の金額及び回数)

第3条 予防接種に要する費用の助成額は、1件当たり7,000円を限度とする。

2 予防接種に要する費用の助成は、対象幼児1人につき1回を限度とする。

(助成の方法)

第4条 予防接種に要する費用の助成を受けようとする者は、市長と業務委託を契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において、予防接種を受けるものとする。

2 前項における予防接種に要する費用の助成は、市長が当該委託医療機関に当該助成金に相当する額を支払う方法により行う。

3 第1項にかかわらず、特段の理由により、委託医療機関以外で予防接種を受けた対象幼児に係る助成は、償還払いの方法により行う。

(償還払いの申請等)

第5条 前条第3項の償還払いの方法により助成を受けようとする助成対象者は、対象幼児が予防接種を受けた日の翌日から1年を経過するまでに、防府市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 医療機関が発行した領収書

(2) 医師が記名した予診票の写し又は予防接種を受けた幼児及び予防接種

を受けた日が確認できる母子健康手帳等の写し。

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、相当と認めるときは、予算の範囲で助成金の交付を決定し、防府市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、助成を受けた者が、虚偽その他不正の手段により助成を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に実施された予防接種に要する費用について適用する。

第1号様式

防府市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申請者 住 所  
(保護者) 氏 名  
(連絡先TEL )

防府市おたふくかぜワクチン予防接種費用助成実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

また、この申請に基づく助成金の交付決定にあたり、確認が必要な場合には、接種した医療機関に問い合わせることに同意します。

被 接 種 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
接 種 日	年 月 日	
接種に要した費用	円	

・添付書類（本申請書と一緒に提出してください。）

- 1 医療機関が発行した領収書
- 2 医師が記名した予診票又は母子健康手帳等の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

口座名義	支払金融機関	貯金種目
※カタカナで記入	銀 行 金 庫 協同組合	支 店
		支 所
		出張所
		当座 ・ 普通
		口座番号

※申請者以外の方の口座に振り込む場合には、以下もご記入ください。

委 任 状	
私は、この申請に係る助成金受取りの権限を次の者に委任します。	
委任者（申請者）	受任者（口座名義人）
住所	住所
氏名	氏名
	振込先 上記振込先のとおり

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成金について下記金額を交付することに決定したので通知します。

交付決定金額 金 円